

調査対象の病原性微生物及び毒素

○ 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. アルファウイルス属チクングニヤウイルス | 2. 西部ウマ脳炎ウイルス |
| 3. 東部ウマ脳炎ウイルス | 4. ベネズエラウマ脳炎ウイルス |
| 5. アレナウイルス属ガナリトウイルス | 6. アレナウイルス属サビアウイルス |
| 7. アレナウイルス属フニンウイルス | 8. アレナウイルス属マチュポウイルス |
| 9. アレナウイルス属ラッサウイルス | 10. リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス |
| 11. インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2, H5N1若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。) | |
| 12. エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス | 13. エボラウイルス属ザイールウイルス |
| 14. エボラウイルス属スーダンエボラウイルス | 15. エボラウイルス属レストンエボラウイルス |
| 16. エンテロウイルス属ポリオウイルス | 17. サル痘ウイルス |
| 18. 痘そうウイルス | 19. コロナウイルス属SARSコロナウイルス |
| 20. シプレックスウイルス属Bウイルス | 21. クリミア・コンゴ出血熱ウイルス |
| 22. ハンタウイルス属アンデスウイルス | 23. ハンタウイルス属シンノンブレウイルス |
| 24. ハンタウイルス属ソウルウイルス | 25. ハンタウイルス属ドブラバーベルグレドウイルス |
| 26. ハンタウイルス属ニューヨークウイルス | 27. ハンタウイルス属バヨウウイルス |
| 28. ハンタウイルス属ハンタンウイルス | 29. ハンタウイルス属プーマラウイルス |
| 30. ハンタウイルス属ブラッククリークカナルウイルス | 31. ハンタウイルス属ラグナネグラウイルス |
| 32. フラビウイルス属ウエストナイルウイルス | 33. フラビウイルス属デングウイルス |
| 34. 黄熱ウイルス | 35. オムスク出血熱ウイルス |
| 36. キヤサヌル森林病ウイルス | 37. 日本脳炎ウイルス |
| 38. ダニ媒介脳炎ウイルス | 39. リフトバレー熱ウイルス |
| 40. ヘニパウイルス属ニパウイルス | 41. ヘニパウイルス属ヘンドラウイルス |
| 42. A型肝炎ウイルス | 43. E型肝炎ウイルス |
| 44. マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス | |
| 45. 狂犬病ウイルス | 46. リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。) |

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| 1. 腸管出血性大腸菌 | 2. ペスト菌 |
| 3. オウム病クラミジア | 4. ボツリヌス菌 |
| 5. オリエンチア属ツツガムシ | 6. コクシエラ属バーネッティ |
| 7. サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ) | 8. サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィA) |
| 9. 赤痢菌 | 10. ジフテリア菌 |
| 11. 炭疽菌 | 12. 鼻疽菌 |
| 13. 類鼻疽菌 | 14. バルトネラ属クインタナ |
| 15. コレラ菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。) | |
| 16. イヌ流産菌 | 17. ウシ流産菌 |

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| 18. ブタ流産菌 | 19. マルタ熱菌 |
| 20. ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌) | |
| 21. ボレリア属ブルグドルフェリ | |
| 22. ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌) | |
| 23. 結核菌 | 24. 野兔病菌 |
| 25. 発疹チフスリケッチア | 26. 日本紅斑熱リケッチア |
| 27. ロッキー山紅斑熱リケッチア | 28. レジオネラ属の細菌 |
| 29. レプトスピラ属の細菌 | |

※ウェルシュ菌及び黄色ブドウ球菌については、(5)毒素の項目にて、各菌自体が産生する毒素の保有状況を調査していることから重複する内容となるので、今年度より調査対象から削除した。

(3) 真菌

1. コクシジオイデス属イミチス

(4) 原生動物(寄生虫を含む。)

1. クリプトスポリジウム属パルバム(遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。)
2. 多包条虫
3. 単包条虫
4. 熱帯熱マラリア原虫
5. 三日熱マラリア原虫
6. 四日熱マラリア原虫
7. 卵形マラリア原虫

(5) 毒素

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. アフラトキシン | 2. アブリン |
| 3. ウェルシュ菌毒素 | 4. 黄色ブドウ球菌毒素 |
| 5. コノトキシン | 6. コレラ毒素 |
| 7. 志賀毒素(ペロ毒素) | 8. デアセトキシスシルペノール毒素 |
| 9. テトロドトキシン | 10. ビスカムアルバムレクチン |
| 11. ボツリヌス毒素 | 12. ボルケンシン |
| 13. ミクロシスチン | 14. モデシン |
| 15. HT-2トキシン | 16. T-2トキシン |

○ 家畜に病原性を有する生物剤

(6) ウイルス等

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 牛疫ウイルス | 2. 牛肺疫菌 |
| 3. 口蹄疫ウイルス | 4. アフリカ豚コレラウイルス |